

《コンベンション開催助成金申請について》（2019 改訂）

- ・ 開催助成の対象：県外参加者で鹿児島市内宿泊施設へ 500 名以上宿泊
但し、県外参加宿泊者数の最大値日のカウント
（のべ人数ではありません）
一部摘要除外となるコンベンションがありますので
交付要綱で確認願います。

《大会前》

申請（事前申請）は、コンベンション開催 1 ヶ月前迄にお願い致します。
（申請書は郵送又は、ご持参下さい。 F A X、メールは不可）

【提出書類】

- ① コンベンション開催助成金交付申請書 . . . 様式 1
- ② 事業計画書 様式 2
- ③ 収支予算書 様式 3
- ④ 暴力談排除に関する誓約・同意書 様式 4

※補助金を合わせて申請されている場合は、上記②～④の提出は不要です。（兼用）

《大会後》

コンベンション終了後、1 ヶ月以内に書類提出をお願い致します。
（申請書は郵送又は、ご持参下さい。 F A X、メールは不可）

【提出書類】

- ① 参加宿泊者数証明書（各宿泊施設より証明を取って頂きます。） . . . 様式 5-1
又は参加宿泊者数名簿 様式 5-2
- ② 施工業者から大会主催者への請求書又は領収書の写し。
- ③ 請求書

上記、必要書類内容確認後、指定の口座に当該金額を振込いたします。

※補助金を合わせて申請されている場合は、上記①の提出は不要です。（兼用）

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が一定規模以上のコンベンション(学会、国際大会及び全国規模又はこれに準じる大会をいう。以下同じ。)を開催する主催者に対し、開催に係る特定の経費を予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるコンベンションは、観光とコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に資するものであり、次の各号の一に該当しないものとする。

- (1) 社会人のコンベンションでないもの
- (2) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (3) 政治的活動の目的で開催されるもの
- (4) 宗教的活動の目的で開催されるもの
- (5) 営利目的に開催されるもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 暴力団及び暴力団員
- (8) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (13) 第7号から第12号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- (14) その他、理事長が適当でないと認めるもの

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、2カ所以上の会場（懇親会会場含む）を結ぶバス又は会議後に開催する視察（市内の観光施設を1カ所以上視察するものをいう。以下同じ。）に使用するバスの借上げに係る経費とする。

2 助成金額は、県外からの大会参加者のうち、鹿児島市内の宿泊施設に宿泊した者が最も多い日における宿泊者総数に応じて、当該各号に定める金額を上限として理事長が決定する。ただし、その金額が申請額を上回る場合は申請額を限度とする。

- (1) 500名以上 50,000円
- (2) 1,000名以上 100,000円
- (3) 2,000名以上 200,000円

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前にコンベンション開催助成金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(助成の決定)

第5条 前条の申請があったときは、直ちに助成の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、交付対象となる大会が終了したときは、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 参加宿泊者数証明書（様式第5-1）又は参加宿泊者数名簿(様式第5-2)
- (2) バス会社からの請求書又は領収書の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成の交付決定等)

第7条 申請者から前条の報告があったときは、審査のうえ直ちに助成金の交付決定及び確定を行い、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、コンベンション開催助成金請求書(様式第6)を、理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第9条 申請者から提出された申請書類等に虚偽の記載があったときは、助成金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している助成金があった場合は、申請者は当該助成金を返還するものとする。

(提出書類の省略)

第10条 第4条及び第6条の規定に関わらず、助成金の交付と同時に公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱(平成31年4月1日制定)に基づく補助金の交付を受けようとする申請者は、様式第2から第5-2までの書類の提出を省略することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

(財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱(平成11年4月1日制定)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に前項の規定による改正前の公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱に基づく助成金交付に係る申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。